

長久手福祉の家障がい者福祉施設の指定管理者の指定について

1 指定の内容

(1) 施設名

長久手福祉の家障がい者福祉施設

(2) 指定管理者となる団体

長久手市岩作平子34番地1 レジデンス千代萬1階
特定非営利法人百千鳥

(3) 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）
※平成26年度から同指定管理者で事業を実施中

2 実施場所

福祉の家1階東側（別図）

3 実施事業

(1) 生活介護事業（月曜日～金曜日 定員20人程度）※継続事業

入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供

(2) 日中一時支援事業（土曜日のみ 定員30人程度）※継続事業

日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息の提供

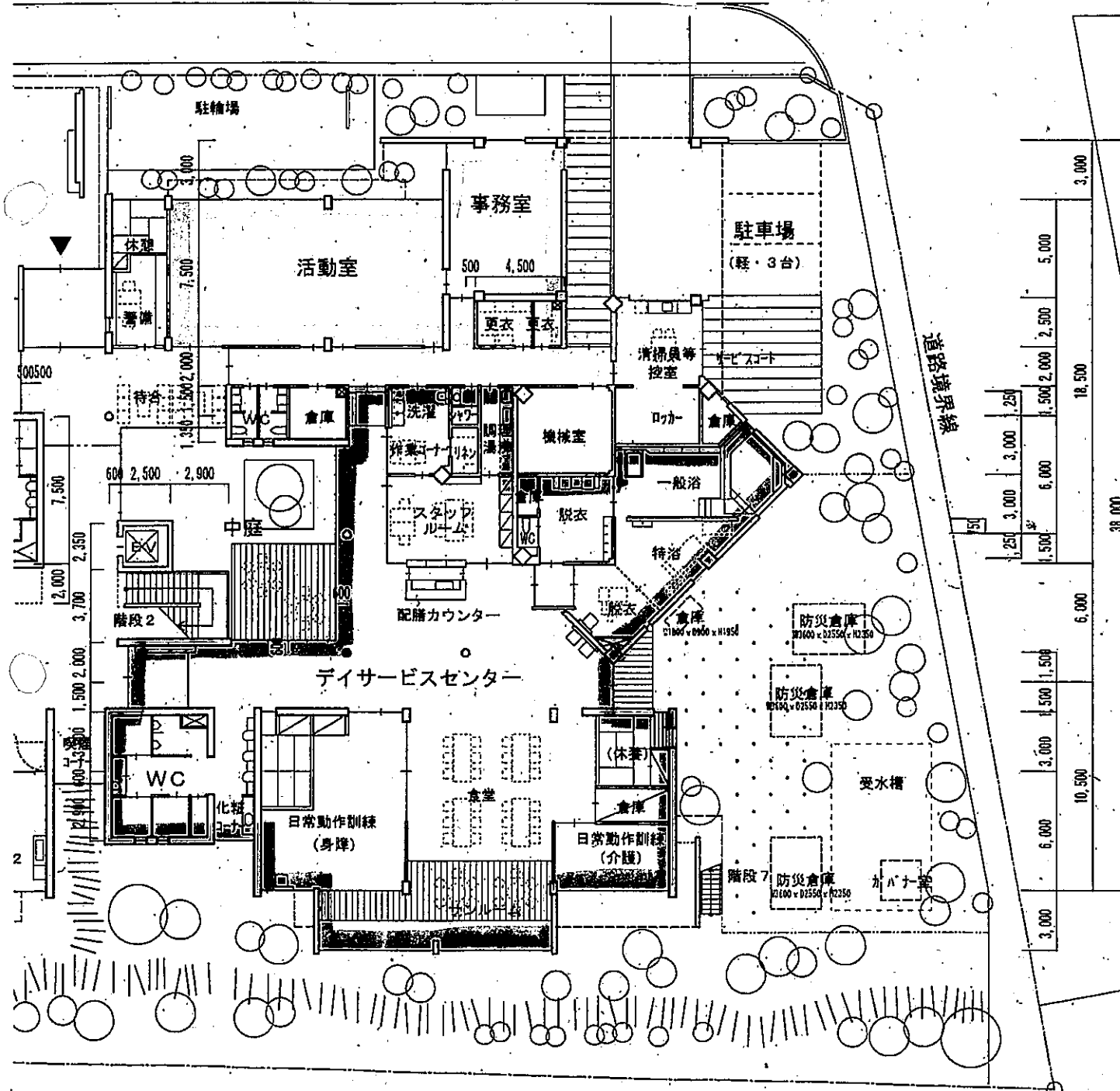
4 事業変更点

生活介護事業にて医療的ケアを必要とする障がい者の受入れを開始します。

※医療的ケア…人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を必要とする状態



現在のつばさ **今回の指定管理エリア (旧さつき)**





特定非営利活動法人百千鳥の概要

- 1 設立年月日
平成24年11月20日登記
- 2 法人理事
理事長：竹田晴幸
理事3名
監事1名
- 3 実施事業

住所	事業所名	種別	説明
岩作平子34番地1	相談支援おかげさん	相談支援事業	①
	百(もも)	日中一時支援事業	②
戸田谷1403番地	せん	日中一時支援事業	②
		シェアハウス	③
前熊下田171番地	障がい福祉サービス つばさ	生活介護事業	④
		就労移行支援事業	⑤
片平1丁目1906番地、1907番地	mirai 喜んと木	生活介護事業	④
	グループホーム mirai	グループホーム	⑥
片平1丁目1805番地	ヘルパーステーション ココ	居宅介護(ヘルパー)事業	⑦
		重度訪問介護事業	⑧
		移動支援事業	⑨
	百千鳥	福祉有償運送	⑩

③シェアハウス…家族との同居が困難であったり、1人暮らしが困難である方に住まいを提供し、サポートすることで社会性を身につけ、生活の訓練を行う NPO 活動

相談支援事業

名称	内容
計画相談支援	障がいのある方の状況や生活環境を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や適切な支援となっているか確認するモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。
障害児相談支援	障がいのあるお子さんに対する障害児支援利用計画等の作成やモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入居している方や精神科病院に入院している方に対して、住居確保に関する事など、地域生活に移行するために必要な相談支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らし等の方に対して、連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急時の緊急訪問や緊急対応等を行います。

障害児通所支援

名称	内容
児童発達支援	未就学の障がいのあるお子さんに、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由のあるお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのあるお子さんに、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのあるお子さんに、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい等がある未就学のお子さんであり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なお子さんに、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



豆知識

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



地域生活支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その人の状況に応じたサービスが受けられます。

① 相談

障がい者基幹相談支援センターまたは市役所福祉課にお問い合わせください。状況をお尋ねし相談を受け付けています。

② 申請

申請書を提出します。
申請には障害者手帳または診断書が必要です。

③ 決定・交付

利用者証を交付します。

④ 利用開始

事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。

事業の種類	内容
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある方が必要な時に手話通訳者や要約筆記者(手話ができない聴覚障がい者の方に、話す人の言葉を直ちに横で要約して筆記して見せることができる人)を派遣します。
⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方等に外出のための支援を行います。
② 日中一時支援事業	障がいのある方等の家族の就労支援や介護している方の一時的な休息を目的に、障がいのある方をお預かりします。
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある方の居宅を訪問し、入浴サービスを行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある方等に創作的活動・生産活動の機会を提供します。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るための様々なサービスを受けるには、サービスの種類や利用量が定められた「受給者証」の交付手続きが必要です。

訪問系サービス

名称	内容
⑦ 居宅介護(ホームヘルプ)	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑧ 重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がい等で常に介護を必要とする方に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある方に、移動に必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括援護	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

日中活動系サービス

名称	内容
④ 生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤ 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、又は就労継続支援から一般就労へ移行した障がいのある方の就労の継続を図るため、必要な連絡調整や指導・助言を行います。

居住系サービス

名称	内容
⑥ 共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活支援	一人暮らしをしている方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、必要な支援を行います。

障がいの種別や程度により、バス・電車・旅客機等の運賃などが割引になる場合があります。詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。

⑩

福祉有償運送

社会福祉法人やNPO法人等が、通常の公共交通手段では移動が困難な障がい者や高齢者等の登録会員に対して、安価な料金で個別移送するサービスです。

対象者

対象者・料金等の事業内容は各事業主で異なりますので、事業者にお問い合わせください。

申請・問合せ

事業者名：社会福祉法人むそう ☎ 62-5808

事業者名：特定非営利活動法人 百千鳥（ももちどり） ☎ 56-8672

リニモ運賃の割引

障がいのある方がリニモを利用するとき、割引が適用されます。

対象者

第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、精神障害者手帳1級（顔写真付）をお持ちの方と付き添いの方1人

割引額

介護者と同僚の場合に限り、障がい者及び介護者の運賃を5割引

申請・問合せ

愛知高速交通株式会社：☎ 61-4781 FAX 61-6221

名鉄バスの割引

障がいのある方が名鉄バスを利用するとき、割引が適用されます。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

割引額

身体障害者手帳・療育手帳「旅客鉄道株式会社運賃減額」種別 精神障害者保健福祉手帳 障害等級	1種	2種
	1級および2級	3級
普通旅客運賃 回数券旅客運賃	ご本人 5割引	付き添いの方 5割引
定期旅客運賃	ご本人 3割引	付き添いの方 3割引

申請・問合せ

名鉄バスお客さまセンター：☎ 052-582-5151 FAX 052-581-9270

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管 理 者
物価の変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、重要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更(消費税等)	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更(法人税等)		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の施設維持管理における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責に帰すことができない自然的又は人為的な現象)による、施設、設備の修復に伴う経費の増加	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害(犯罪や事故等の発生)を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

障がい者福祉施設指定管理者申請に係る質疑事項及び回答

No.	質疑事項	回答
1	高齢者と障がい者の共生型施設か。	本事業は障がい者を対象としております。介護保険事業の対象となる高齢者の受入れは想定しておりません。
2	配置人員について、生活支援員5人(理学療法士、作業療法士含む。)とあるが、理学療法士と作業療法士をどちらも配置する必要があるか。	いずれかを配置すれば可能です。
3	理学療法士又は作業療法士は常勤である必要があるか。	非常勤でも可能です。
4	現在、デイサービスセンターさつきで働いている職員を雇用することはできるか。	現在の指定管理者と交渉していただく余地はあると考えます。
5	現状の備品、消耗品について、引き続き使用できる物は何か。	現在、デイサービスセンターさつきにある本市の備品は、別紙備品一覧のとおりで、備品一覧に掲載されている物は引き続き使用できます。 消耗品については、本市が所有する物ではないため、原則として引き続き使用することはできません。
6	現状の生活介護の利用契約人数は。そのうち、継続利用希望見込み者数は。	利用契約人数は平成31年2月時点で23人です。 この内、継続利用希望見込み者数は23人です。
7	消耗品及び備品の費用負担の考え方については、指定後にしか教えてもらえないのか。	仕様書3(3)「備品等の取扱い」を確認してください。
8	市外の利用希望者の受入れは可能か。	原則として市内の方を対象としています。
9	利用者について、障害者手帳の交付を受けていれば、受入れ可能か。	必ずしも障害者手帳の交付を受けている必要はありませんが、生活介護事業は原則として障害支援区分3以上の方が対象です。
10	障害支援区分3以上の人数は。	平成31年4月時点で133人です。
11	生活介護事業と日中一時支援事業を同じ場所で提供することはできるのか。	日中一時支援事業の提供が生活介護事業のサービス提供日以外の日に行われるため、可能です。

備品番号	品名	単位
5236	福祉の家 背もたれ肘付屋外用木製ベンチ オリバー	脚
5241	福祉の家 マッサージチェア ヴィラ ヤガミ	台
5242	福祉の家 マッサージチェア ヴィラ ヤガミ	台
5243	福祉の家 スチーム式タオル蒸し器 ウィングス	台
5244	福祉の家 タオル蒸し器専用ワゴン ウィングス	台
5245	福祉の家 背もたれ肘付屋外用木製ベンチ オリバー	脚
5246	福祉の家 歩行補助輪(大) ワタキューセイモア	台
5247	福祉の家 歩行補助輪(大) ワタキューセイモア	台
5248	福祉の家 歩行補助輪(大) ワタキューセイモア	台
5249	ヒューマンケアベッド コクヨ	台
5250	ヒューマンケアベッド コクヨ	台
5251	福祉の家 デイサービス荷物置き コクヨ	台
5252	福祉の家 テレビ台 松下	個
5253	福祉の家 背もたれ肘付屋外用木製ベンチ オリバー	脚
5254	福祉の家 背もたれ肘付屋外用木製ベンチ オリバー	脚
5255	福祉の家 デイサービス荷物置き コクヨ	台
5256	福祉の家 車椅子食堂テーブル木製天板 オリバー	台
5257	福祉の家 車椅子食堂テーブル木製天板 オリバー	台
5258	福祉の家 車椅子食堂テーブル木製天板 オリバー	台
5259	福祉の家 車椅子食堂テーブル木製天板 オリバー	台
5260	福祉の家 昇降式多目的テーブル 日本メディックス	台
5261	福祉の家 昇降式多目的テーブル 日本メディックス	台
5262	福祉の家 昇降式多目的テーブル 日本メディックス	台
5263	福祉の家 車椅子食堂テーブル木製天板	台
5265	福祉の家 昇降式多目的テーブル 日本メディックス	台
5266	福祉の家 車椅子特殊浴槽+専用チェア1台 アmano	個
5267	福祉の家 診療治療台(脱衣ベンチとして使用) 日本メディックス	台
5268	福祉の家 シャワーチェア-SUS304製 日本メディックス	脚
5270	福祉の家 診察治療台(脱衣ベンチとして使用) 日本メディックス	台
5271	福祉の家 超音波殺菌装置 ヤガミ	台
5272	福祉の家 ホスピタルワゴン ヤガミ	台
5273	福祉の家 吸引機 ヤガミ	台
5274	福祉の家 収納 書類整理庫 FAX台兼用	箱
5275	福祉の家 収納ビジネスユニット<D450タイプ> コクヨ	台
5276	福祉の家 収納ビジネスユニット<D450タイプ> コクヨ	台
5277	福祉の家 収納ビジネスユニット<D450タイプ> コクヨ	台
5278	福祉の家 収納ビジネスユニット<D450タイプ> コクヨ	台
5280	福祉の家 ミーティングテーブルMT-150 コクヨ	台
5281	福祉の家 収納棚 ノンボルトシェルピングE コクヨ	台
5282	福祉の家 BS型デスクEタイプ片袖机 コクヨ	台
5283	福祉の家 背もたれ肘付屋外用木製ベンチ オリバー	脚
5284	福祉の家 背もたれ肘付屋外用木製ベンチ オリバー	脚
5355	福祉の家 ダイニングテーブル(集成材天板) コクヨ	台
5423	福祉の家 LKロッカー コクヨ	台
5645	福祉の家 冷蔵庫(320L) 松下	台
5647	福祉の家 36型テレビ(ワイドフラット) 松下	台
5648	福祉の家 扇風機 松下	台
5652	福祉の家 赤外線温蔵庫ワゴン アンナカ	台

集計表(福祉の家障がい者福祉施設/特定非営利活動法人 百千鳥)

令和元年10月16日
教育福祉委員会 総務部行政課資料

番号	選定基準	審査項目	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	平均
1	住民の平等な利用を確保することができるものであること。	住民の施設の平等な利用の確保	10点	8.5	8	10	8	10	10		9.08
2	関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うことができるものであること。	適正な管理運営	10点	8.5	6	9.5	8.5	8	8		8.08
3	施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができるものであること。	設置目的の効果的な達成 効率的な管理運営	25点 15点	25 12	15 9	23.75 12	21.25 12	25 12	20 12		21.67 11.50
4	指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。	物的能力 人的能力 その他の能力	10点 15点 10点	10 15 6	8 9 6	8 12 8	8.5 12 8	8 15 10	8 15 6		8.42 13.00 7.33
5	指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること	個人情報保護、情報公開	5点	5	3	5	4	5	5		4.50
合 計			100点	90.00	64.00	88.25	82.25	93.00	84.00	0.00	83.58

配点別 評価と得点...別紙のとおり
※平均点の算出方法 ... 各項目ごとに平均値を出す際、小数第3位は四捨五入する。その合計を全体の平均点とする(小数第二位までの値を算出)。



令和元年度第1回長久手市指定管理者選定委員会 議事要旨

令和元年7月18日(木)

午前9時30分～午前11時10分

本庁舎3階第4会議室

■委員の過半数により会議が成立していることの確認・挨拶・自己紹介 9:30～

■委員会が非公開であることについての確認

■選定の流れについて説明(行政課)

●長久手市福祉の家障がい者福祉施設(障がい福祉サービスつばさ)の指定管理
(令和2年度～令和4年度、3年間)

(福祉課入室 概要説明) 9:45～10:10

【質疑】

委員:障がい福祉サービスつばさ(以下「つばさ」という。)を拡充するという
ことだが、いままでの通所者の送迎はマイクロバスで対応できたと思うが、今後は
ストレッチャーを利用している人などはどういう形での通所となるのか。

福祉課:対応できる福祉車両で送迎することになると思います。

委員:それは、事業者が持っているものを使用するという認識でよいか。

福祉課:そのとおりです。

委員:デイサービスセンターさつき(以下「さつき」という。)と、つばさはど
ういう関係なのか。

福祉課:現在、さつきは社会福祉協議会が、つばさは特定非営利法人百千鳥が運営
しています。

委員:つばさの対象者はどうか。

福祉課:身体障がい、精神障がい等、全て隔たりなく受け入れると聞いています。

委員:仕様書の2ページは医療ケアの人も含むとのことか。仕様書のみの記載で
募集要項に書いてないのは問題ないか。

福祉課:仕様書に記載があり、事前説明会でも説明しているので、問題ないと認識
しています。

委員:医療的ケアを必要とするのは何人くらいか。

福祉課:18歳未満が15人くらい、18歳以上は5人くらいと聞いています。

委員:現在のつばさと何が変わるのか。

福祉課：現状のサービスは継続し内容も変わりません。それに加えて、医療的ケアの必要な人も受け入れていく。そのためのスペースが必要になるため、面積的に広くなります。

また、さつきで現在、土曜日に行っている日中一時支援事業を継承して行っています。

委員：募集要項の第2の3の自主事業とはなにか。内容は事業者におまかせか。

福祉課：障害者総合支援法に基づいたもので、事業者からの提案を受け、障がい者福祉施設内でおこなうものです。

委員長：具体的な説明は後に申請者から説明を受けることとして、自主事業はどんなものかの定義を説明してください。

福祉課：障がい者福祉施設内で行う生活介護と日中一時以外の事業で、法定サービスの範囲内の事業を自主事業としています。また、事業者が障がい者福祉施設外で独自で行う事業の収入を運営費用に充てることは問題ありません。

(特定非営利活動法人 百千鳥 入室 抱負・アピール)

10:10~10:20

委員：事業としては生活介護事業、障害者支援事業も両方大きくするのか。

申請者：就労移行支援事業所は廃止して、変わって、土曜日のさつきで実施していた日中一時支援を継承します。

委員：収支計画書の収入を見ると、来年度の事業収入が昨年度と比べずいぶん減っている。規模が増えるのに収入は減るのはなぜか。

申請者：決算書は法人全体のものなのでそのようになっています。

委員：収支としては人件費など財政的なところは厳しい印象がある。

申請者：福祉の質はマンパワーで決まるところが大きいと考えています。利用者のニーズにあわせて、人員配置も必要となるが、グループで色々な事業を行いつつ、全体として収支を合わせるように考えています。

委員：ここにある事業を展開するためには人件費もかかるし、看護師の確保も必要となると思うが、その点はどうか。

申請者：別事業で収益を増やしたりして取り組み、つばさの財政面を安定させたい。看護職員については、一緒に活動している看護師が多数所属している団体が、人材面で協力してくれています。

委員：医療的ケアの必要な人の通所は毎日か。

申請者：毎日の通所は逆に負担となるので、週2、3回を考えています。

委員：この施設で行う自主事業とは何か。

申請者：自然の素材を使った商品、例えば流木アートや自然農法の食材を料亭へ提供することなどを考えています。

委員：それについて、収支予算書に自主事業の収入が計上されていないのは、あらかじめ見込めるものではないからか。

申請者：そのとおりです。

委員：災害時の対応について、ストレッチャー利用の方など、通常とは違う状況があるが、どのように考えているか。

申請者：想定が難しい部分ではありますが、1階のすぐ横が、駐車場とグラウンドゴルフ場になっていてそのまま出られる環境ではあります。図上訓練は行ったことがありますので、今後は実際の状態に即して実施していきたいです。

委員長：指定を受けることになったら、ぜひ対応マニュアルの再整備に取り組んでいただきたい。

(申請者一時退出)

委員長：改めて福祉課へ質問があればどうぞ。

委員：災害対応のことだが、地続きとはいえ、ストレッチャーでこぼこの移動は難しい。改修整備などはするのか。

福祉課：施設としては長寿課管理の建物で、福祉避難所に指定もされている。協議の上で必要があれば改修して行くことも考えられる。

(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定) 10:47~11:05

83.6点/100点。指定管理者候補者として特定非営利活動法人 百千鳥を決定。

(事務局からの連絡事項)

次回の開催予定 10月21日(月)午後2時から

(解散) 11:10

